

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 行動計画

(次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画／第4次)

期間：2020（令和2）年4月1日～2022（令和4）年3月31日

職員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に資する職場づくりを推進し、職員の心身の健康維持と職務意欲の向上を図るため、行動計画を次の通り策定します。

目標1 仕事と生活の両立に必要な環境づくりの推進に取り組みます。

〈対策〉

- 定期的に、全職員向けに育児・介護等の両立支援に関わる制度説明を行い、理解・利用促進を図ります。
- 妊娠から産休・育休、復職までの支援マニュアル等を作成し、管理職の理解促進を図ります。
- 局内の相談窓口を明確にし、周知を図ります。

目標2 働き方に関する職員の意識改革の促進に取り組みます。

〈対策〉

- 職員アンケートの結果をもとに、各種情報提供等を通じ、自らの働き方について自発的な意識改革を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスをテーマとした研修会を実施し、職員の意識改革を促します。

目標3 有給休暇の取得促進を図ります。

〈対策〉

- 有給休暇取得率40%（年8日）をめざし、定期的に各部所の取得状況を公表します。
- 各職員による年間の有給休暇取得計画表の作成を通じ、計画的な休暇取得を促します。
- 勤怠管理システムにて各自の取得日数を随時確認できるようにすること等により、休暇取得への職員の意識啓発を図ります。
- 期中において部長面談を行い、休暇の取得状況や働き方について、課題の共有とともに、必要な業務調整等につなげます。

目標4 超過勤務時間の削減に向けた取り組みを行います。

〈対策〉

- 超過勤務時間の削減に向け、各部において定期的に目標を定めた取り組みを促します。
- ノー残業ダイの推進や一斉消灯の実施等を通じ、超過勤務時間の削減を促します。